議案第１号

令　８　都　市　計　画　７　５　９　号
令和８年（2026 年）１１月１３日

山口県都市計画審議会会長　様

山口県知事　　村　岡　嗣　政

周南都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南都市計画道路の変更（山口県決定）

周南都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中３・５・１０７島田市島田駅前線を次のように変更する。

<table>
<tr><td rowspan="2">種別</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">位置</td><td>区域</td><td colspan="4">構造</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>番号</td><td>路線名</td><td>起点</td><td>終点</td><td>主な経過地</td><td>延長</td><td>構造形式</td><td>車線の数</td><td>幅員</td><td>地表式の区間における鉄道等との交差の構造</td></tr>
<tr><td rowspan="5">幹線街路</td><td>3･5･107</td><td>島田市島田駅前線</td><td>光市島田二丁目</td><td>光市上島田六丁目</td><td>光市中島田一丁目</td><td>約4,350m</td><td>地表式</td><td>2車線</td><td>12.0m</td><td>幹線街路と平面交差3箇所</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">幅員の内訳</td><td colspan="3">12.0m</td><td>約2,580m</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">14.0m</td><td>約 770m</td></tr>
<tr><td colspan="3">15.0m</td><td>約1,000m</td></tr>
<tr><td colspan="10">なお、上島田四丁目に延長約30m幅員12mの支線を設ける。</td></tr>
</table>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　　由

３・５・１０７　島田市島田駅前線

当路線は、国道 188 号と JR 島田駅を結ぶ幹線街路として、昭和 14 年（1939 年）に都市計画決定され、平成 4 年（1992 年）に現在の計画へと変更されています。

本路線周辺では石田団地など住宅等の開発が進み、土地利用の状況が都市計画決定当時と比べて変化しています。加えて、沿道に小中学校が立地する中、歩行者及び自転車交通の安全対策の観点から、課題が生じており、早期整備が求められています。

このたび、光市上島田地区における道路事業実施に際し、詳細な調査、設計の実施により、道路線形および道路横断面の一部見直しが必要となったため、区域の一部を変更しようとするものです。

併せて、位置の表示を住居表示に変更し、幅員の内訳について記載するものです。

新　旧　対　照　表

旧新	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3･5･107	島田市島田駅前線	光市島田二丁目	光市島田大字島田字下岡堂	字大田	約4,300m	地表式	2車線	12.0m	幹線街路と平面交差4箇所	
新	幹線街路	3･5･107	島田市島田駅前線	光市島田二丁目	光市島田上島田六丁目	光市島田中島田一丁目	約4,350m	地表式	2車線	12.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		12.0m			約2,580m					
				14.0m			約　770m					
				15.0m			約1,000m					
		なお、上島田四丁目に延長約30m幅員12mの支線を設ける。										